

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ

第2回期限前償還条項付無担保社債

(実質破綻時免除特約及び劣後特約付) (サステナビリティボンド)

オンライントレード取扱銘柄

期 間

10年

利 率

当初5年

(2024年12月26日の翌日から2029年12月26日まで)

年 1.930% (税引後 年1.537%^{*1})

以降5年

(2029年12月26日の翌日以降)

年 5年国債金利^{*2} + 1.230% (税引前)

*1 税引後の利率は、源泉徴収税率20.315%を基準に算出しており、小数点以下第3位未満を切り捨てています。

*2 2029年12月26日の前銀行営業日の東京時間午前9時30分以降に財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページまたはその承継ページに表示される5年国債金利
関連ページ：本パンフレット3ページ「利率について」

申込期間

2024年12月16日(月) ~ 2024年12月25日(水)

募集要項

発行価格	各社債の金額100円につき金100円
申込単位	額面100万円単位
払込期日	2024年12月26日(木)
利払日	年2回(毎年6月26日・12月26日) 初回利払日は2025年6月26日
償還期限	2034年12月26日(火)
債券格付	A(R&I)

本債券の特徴

- 本債券は実質破綻時免除特約・劣後特約が付与された新型劣後債（バーゼルⅢ適格Tier2証券）です。
- 発行者の選択により、期限前償還される場合があります。

いっしょに、明日のこと。

Share the Future



SMBC日興証券

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

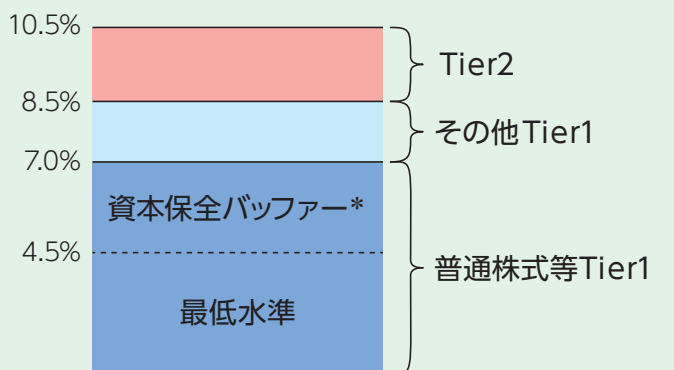
バーゼルⅢ適格 Tier2証券(新型劣後債)について

- 本債券は実質破綻時免除特約・劣後特約が付与された新型劣後債（バーゼルⅢ適格Tier2証券）です。国際的な銀行自己資本比率規制（バーゼルⅢ）においてTier2資本として計上することができる債券です。

バーゼルⅢについて

- バーゼル規制は、「バーゼル銀行監督委員会」が公表している国際的に活動する銀行の自己資本比率等に関する国際統一基準です。バーゼルⅢは2010年に合意が成立した新しいバーゼル規制の枠組みで、2013年から段階的に実施されました。日本においては2023年から最終化された規制が段階的に実施されています。
- バーゼルⅢにおいて銀行の規制自己資本は、普通株式等Tier1（普通株、内部留保等）、その他Tier1（優先株、優先出資証券、永久劣後債等）、Tier2（新型劣後債、劣後ローン、一般貸倒引当金等）に区分されており、それぞれについて必要最低水準の達成が求められる等、自己資本比率規制は厳格化されています。

バーゼルⅢにおける自己資本比率の必要最低水準



*バーゼルⅢでは必要最低自己資本比率とは別にストレス期（景気後退期に損失が発生した場合）に取崩し可能な資本保全バッファが要求されます。また、以下の資本バッファを求められる場合があります。

- カウンター・シクリカル・バッファ
国内の信用供与が過剰と認められる場合に、将来生ずるおそれのある損失をカバーするため、各国の裁量により設定されるもの。
- G-SIBsバッファ
グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する追加的な資本。
- D-SIBsバッファ
国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）に対する追加的な資本。

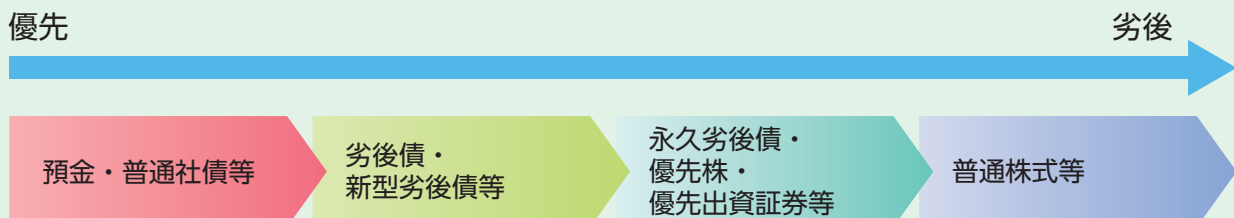
資本バッファ水準を下回った割合に応じ、配当、賞与、自社株買い等による資本の社外流出に制限が課され、自己資本の最低水準を下回らないようにバッファの役割を果たします。

劣後特約について

- 劣後特約により一定の劣後事由（※1）が発生した場合、その元利金の支払は劣後債券以外の上位債券にかかる支払よりも後順位におかれます。

- （※1） 劣後事由の例
- ・破産手続きの開始
 - ・会社更生手続きの開始
 - ・民事再生手続きの開始 等

劣後事由発生時の弁済順位のイメージ図



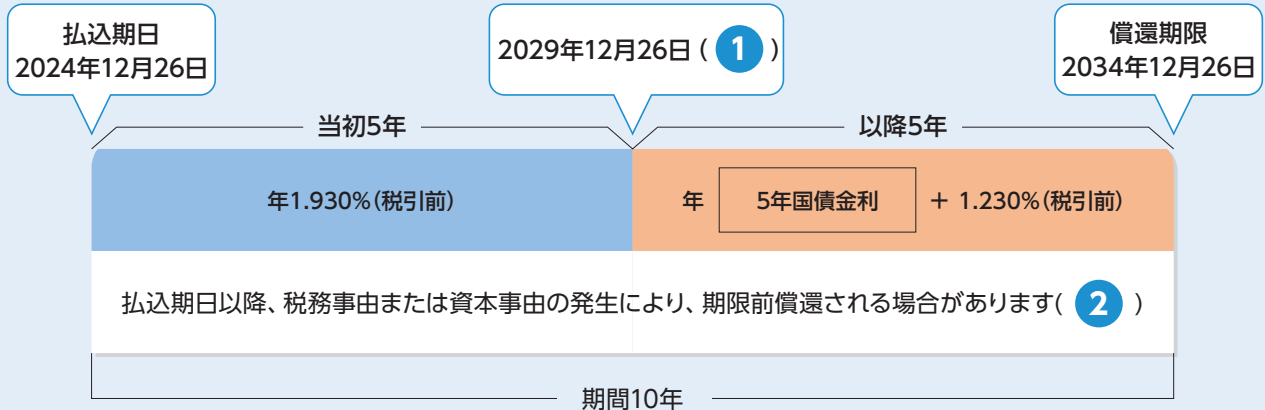
実質破綻時免除特約について

- 実質破綻時免除特約により、実質破綻事由が生じた場合、実質破綻事由発生後に弁済期限が到来する本債券の元利金の全部について、支払いは行われません。
- 実質破綻事由とは、内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置（※1）を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合をいいます。
（※1） 債務の支払停止または債務超過（債務の支払停止または債務超過のおそれを含む）の金融機関等の特定合併等を援助するための資金援助

期限前償還について

- 本債券は、発行者の選択により、期限前償還される場合があります。

償還のイメージ図



1 期限前償還条項により、2029年12月26日(5年後)に期限前償還される場合があります

発行者の選択により、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、5年後の2029年12月26日に、各社債の金額100円につき金100円の割合で、期限前償還される場合があります。

2 税務事由・資本事由の発生により、期限前償還される場合があります

税務事由（※1）または資本事由（※2）が発生し、継続している場合、発行者の選択により、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で、期限前償還される場合があります。

- （※1） 税務事由：日本の税制の変更等により、本債券の利息の全部または一部の損金算入が認められないこととなり、発行者が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない旨の意見書を、発行者が法律事務所または税務の専門家から受領した場合
- （※2） 資本事由：発行者が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、本債券が自己資本比率規制上の自己資本参入基準またはその解釈の変更等により、本債券の金額の全部または一部が、発行者のTier2資本にかかる基礎項目として扱われないおそれがあると判断した場合

利率について

- 当初5年の利率は、年 1.930%（税引前）です。
- 以降5年の利率は、年 5年国債金利* + 1.230%（税引前）です。

* 2029年12月26日の前銀行営業日の東京時間午前9時30分以降に財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページまたはその承継ページに表示される5年国債金利

サステナビリティボンドについて

- 「サステナビリティボンド」とは、環境問題および社会課題の解決に資するプロジェクトの資金調達のために発行される債券です。
- 本債券は、国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則2021」、「ソーシャルボンド原則2023」、「サステナビリティボンド・ガイドライン2021」、環境省の「グリーンボンドガイドライン2024年版」および金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」に則したグリーン・ソーシャル・サステナビリティボンドフレームワークに基づき発行されます。
- 本債券の調達資金は、適格クライテリアを満たす新規および既存の投融资または支出に充当される予定です。
グリーン適格クライテリア：①再生可能エネルギー ②グリーンビルディング ③エネルギー効率 ④クリーン輸送
ソーシャル適格クライテリア：①地域経済・社会の活性化 ②医療 ③社会福祉

主なリスク

- ☑ **価格変動リスク** ▶ 本債券の価格は、市場金利の変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- ☑ **信用リスク** ▶ 発行者の経営・財務状況の変化および格付等の外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- ☑ **期限前償還リスク** ▶ 発行者の選択により期限前償還される可能性があります。その場合には以降の利息を受取ることができません。
関連ページ：本パンフレット3ページ「期限前償還について」
- ☑ **元利金免除リスク** ▶ 発行者について実質破綻事由が生じた場合、実質破綻事由発生後に弁済期限が到来する本債券の元利金の全部について、支払いは行われません。
関連ページ：本パンフレット3ページ「実質破綻時免除特約について」
- ☑ **劣後リスク** ▶ 本債券は、劣後特約付債券であり、劣後事由発生以降は発行者の上位一般債務が全額弁済されるまで本債券の元利金の支払いは行われません。
関連ページ：本パンフレット2ページ「劣後特約について」

お申し込みにあたっては契約締結前交付書面および目論見書をよくお読みいただき、購入をご検討ください。

ご投資にあたって

手数料等の諸費用について

- 本債券をご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただけます。

税金について

- 一定の要件を満たしている方は、マル優をご利用いただけます(オンライントレードではご利用いただけません)。
- 個人のお客さまの場合、利子、譲渡益および償還益は申告分離課税の対象となります。また、利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。詳細は専門の税理士等にご相談ください。

ご留意事項

- 販売額に制限がございますので、売切れの際はご容赦ください。
- 本債券の価格情報等については、当社までお問い合わせください。
- 公社債店頭取引について記載したリーフレット「債券の売買取引について」を当社店頭に備え置いておりますのでご覧ください。

お問い合わせはお取引店または
日興コンタクトセンター

お問い合わせ全般
0570-007-250

【受付時間】
平日8:00~18:00
※祝日・年末年始を除く
※最新のオペレータ受付時間は、当社HPIにて、ご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

口座開設のお問い合わせ
0120-860-250

【受付時間】
平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00
※祝日・年末年始を除く

SMBC 日興証券ホームページ

www.smbcnikko.co.jp